

令和4年7月

第7回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年7月14日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1 番	柳下 浩一朗	2 番	小川 充
3 番	染谷 文夫	4 番	櫻井 守
5 番	雨貝 洋子	6 番	白石 悟
7 番	對崎 徳男	8 番	大野 博司
9 番	石島 繁	10 番	加園 秀信
11 番	吉田 新一	12 番	青木 道子
13 番	飯岡 勉	14 番	本橋 文男
15 番	野堀 良夫	16 番	飯島 孝一
17 番	遠藤 道夫	19 番	飯野 和男
20 番	市村 元則	21 番	蛭原 昇
22 番	坂入 誠		

欠席委員

18 番 鮭川 満雄

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原 利夫
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	藤井 雄平
農業行政課	主 事	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可について

- | | | |
|-------|---------|--|
| | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| | 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| | 議案第 7 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について |
| | 議案第 8 号 | 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 3 号 | 現況証明の専決処理について |
| | 報告第 4 号 | 制限除外の農地の移動届について |
| | 報告第 5 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| | 報告第 6 号 | 農地等の現況に係る照会に対する回答について |
| | 報告第 7 号 | つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん委員の指名について |
| | 報告第 8 号 | つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん結果について |

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（吉原局長）

本日は、お忙しい中、令和 4 年第 7 回総会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は総会終了後、水守地区ソーラーシェアリング営農状況調査を行うことになってございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。
会長、よろしくお願いします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。令和 4 年第 7 回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りましてありがとうございます。

最近、新型コロナウイルス感染症による感染者が増えており、様々のところで集まり

等が制限されているところでございますので、体調管理には十分に気を付けていただければと思います。本日は御苦勞様でございます。

事務局（吉原局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条に基づきまして会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

開議の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和4年第7回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日は、議席18番鮭川委員より欠席の旨、届出がありましたので、御報告いたします。

本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和4年第7回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席2番小川 充委員、議席3番染谷文夫委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号2番については、農業経営開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、水稻、野菜を作付している兼業農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号4番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号5番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号6番については、申請地の隣接地で介護施設を経営している社会福祉法人で、リハビリ事業に供するため畑を取得するものです。

以上のことから、提出番号3番から5番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、また、提出番号6番については、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当するため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各

委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る7月6日に現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号7番については、水稻、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号8番については、水稻、麦、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号9番については、水稻、野菜、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号10番については、水稻、野菜、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号11番については、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、7番から11番については、農機具を確保しており、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号13番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号14番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号15番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号16番におきましては、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１７番については、市内に本店を置く農地所有適格法人で、水稻・野菜を作付しており、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１２番から１７番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号にも該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る７月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１８番については、水稻、野菜を作付する農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１９番については、水稻、野菜を作付する農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号２０番、２１番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請人は、農業経営開始のため申請するもので、２０番については申請地を取得し、２１番については申請地を借り受け、果樹を作付する予定です。

以上のことから、１８番から２１番については農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第１号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、議案第１号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可については、許可することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る 7 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番につきましては、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号 1 番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る 7 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 2 番、3 番については、隣接地での一体事業のため、一括して説明いたします。

申請地は、農用地区域内の農地です。申請者は、田畑転換を目的とした盛土をするため申請されたものです。令和 5 年 3 月 31 日までの一時転用です。

許可後の事業計画は、さくらの森地内の建設発生土を用いて盛土し、盛土完了後はネギを作付する予定で、関係法令との協議は整っております。

提出番号4番については、第2種農地と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地にある農家住宅に住んでおりますが、新たにトラクター1台を置くべく、農家住宅の拡張として申請されたもので、資金は自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号2番から4番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地例外許可規定、第2種農地の例外許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、農地区分は農用地区域内農地で、申請者は耕作利便性の向上を図るべく、田畑転換するため申請されたもので、令和4年12月31日までの一時転用です。天久保地内の公共工事で発生しました建設発生土を用いて盛土する計画で、盛土完了後はソバを作付する予定で、関係法令との協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、耕作利便性の向上を図るべく、田畑転換をするために申請されたもので、令和4年12月31日までの一時転用です。天久保地内の公共工事で発生した建設発生土を用いて盛土する計画で、盛土完了後はソバを作付する予定で、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、5番、6番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第2号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番、2番については、同一事業に係る申請のため、一括して説明いたします。

申請者は、令和3年9月13日付で農地法第5条の許可を受け、共同住宅用地として申請地を取得しましたが、送電線による工事の制約がかかってしまったことから、3階建て12戸の共同住宅を2階建て8戸と2階建て4戸の2棟に変更するものです。

以上のことから、提出番号1番、2番については、承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第3号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第 3 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 3 号について、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第 4 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る 7 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、両親と同居しておりますが、結婚を機に独立した生活をすべく、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 2 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 3 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を母より受贈し、自己

用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で住宅サッシの修理販売業を営む個人です。今般、新たに中古車販売事業を開始するため、申請地を取得し、車両置場兼駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用計画は、周囲をくいとロープで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、販売車両16台と従業員用駐車場4台分のスペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う計画になっております。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市外の実家で母と2人で住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市外で金属の仕入れ加工業を営む法人です。今般、申請地の隣接地で営んでいる事業の規模拡大に伴い、既存の資材置場だけでは手狭になってきたため、申請地を取得し、新たに資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用計画は、周囲をネットフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、金属くず置場のスペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番から7番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内で親と同居しておりますが、結婚を機に独立した生活をすべく、実家の近くの土地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資と自己資金で賄う予定で、関係法令との調整は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。先般、市の公共工事を受注し、その現場付近

に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するもので、令和4年9月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、敷地の一部を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設事務所、重機、工事用車両、工事に使用する資材等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外で建設業を営み、隣接地に資材置場を持つ法人です。事業拡大を計画しており、資材の増加に伴い、申請地を取得し、資材置場用地を拡張するため申請するものです。

許可後の利用方法は、一部の鉄板敷きを除いて全面碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とし、周囲を鋼板、アルミフェンスで囲った上、追加で建築、解体用資材・鋼材の置場を確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家に住んでおりますが、婚姻生活にも慣れ、生活も安定してきたことで定住を考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を持つ建設業を営む法人です。今般、近隣の病院施設の建設工事に当たり、作業員駐車場や資材置場が敷地内で確保できなかったため、申請地を借り受け、駐車場兼資材置場として申請するもので、令和6年9月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理、周囲をネットフェンスで囲った上、作業員駐車場69台分、仮設資材倉庫を設置する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号13番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号14番、15番については、同一申請人であるため、一括して説明します。

申請地の農地区分は、いずれも第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で保育園経営を行う法人です。今後、人口の増加が見込まれる区画整理事業地内に隣接する申請地を取得し、保育園用地及びその駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨造平屋建ての保育所1棟と園庭、従業員及び送迎用の駐車スペースを確保し、0歳から5歳児まで計90名を受け入れる計画です。資金については、自己資金と公的補助金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地に家族４人で住んでおりますが、自宅の庭が狭く出入りも大変な状況であるため、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、周囲にフェンス、自宅との境に垣根を設置し、４台分の駐車スペースを確保する予定です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号１８番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、市内で中古車販売事業を営む個人です。今般、事業の拡大に当たり、申請地と同一地区内にある既存の営業所敷地のみでは手狭であるため、申請地を借り受け、中古車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、周囲を木柵で囲い、１６台分の中古車両置場を確保する予定です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号８番から１８番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定と第２種農地及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る７月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１９番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、県外の借家に住んでおりますが、将来のことを考え、新たにパンの製造・販売業を開始すべく、申請地を取得し、店舗併用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１９番については、一般基準に適合の上、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る７月６日に行われました現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２０番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅

用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 21 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 22 番から 26 番については、同一申請人のため一括して御説明申し上げます。

農地区分は第 1 種と判断いたしました。申請者は、県外に本社を置き、不動産業を営む法人です。申請地には、建売住宅をそれぞれ 1 棟ずつ建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 27 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、市内で上下水道の設備業を営む法人です。今般、上下水道設備機器を保管するスペースを確保することが必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、全面碎石を敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、ビニールパイプや金属パイプ等の工事用資材を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 28 番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、申請地の隣接地で田畑転換をするための盛土工事を受注し、農地への工事用進入路用地を確保することが必要になったため、申請地を借り受け、工事用進入路用地として申請するもので、令和 4 年 12 月 31 日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面を鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、工事用車両の進入路用地として使用する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、20 番から 28 番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地及び第 1 種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で御報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る 7 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 29 番については、資力に関する書類が不足しており、提出を求めている状況であることから、継続審議といたしました。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号30番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号31番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号32番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号33番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、火災により自宅が焼失したため、申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号34番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号35番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で建築設計業を営む法人です。今般、既存の駐車場が手狭となり業務に支障を来していることから、申請地を取得し、新たに来客用駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲の一部をコンクリート擁壁で囲い、全面を碎石敷きとし、雨水を敷地内浸透処理とした上で、来客用の駐車場8台分を確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号36番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号37番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在の住居が老朽化していることから移転すべく、申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３８番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内でタイヤ販売業を営み、隣接地に事業所を構える法人です。今般、既存の事務所敷地、資材置場等が手狭となり業務に支障を来しているため、業務効率化のため申請地を取得し、駐車場兼資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を単管パイプで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、従業員・来客用１０台分、農業機械・建設機械用１５台分、トレーラーコンテナ３機分の駐車場を確保し、タイヤ等資材を保管する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、３０番から３８番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び第２種農地、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第４号の説明及び報告が終わりました。

提出番号２９番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号２９番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないので、提出番号２９番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２９番については、遠藤委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号、提出番号２９番については継続審議といたします。

続きまして、提出番号１番から２８番、３０番から３８番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないので、これにて提出番号１番から２８番、３０番から３

8番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から28番、30番から38番については、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から28番、30番から38番については、許可することに決定いたします。

なお、提出番号14番につきましては、30aを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

それでは、議案第5号及び第6号を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案書12ページになります。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定、農地中間管理事業について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年6月20日及び令和4年6月17日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

議案第5号、提出番号1番、豊里地区で1年間の賃借権を設定するものです。

以降、議案書12ページから15ページ、提出番号22番まで、議案書記載のとおりと

なり、豊里地区5件、谷田部地区6件、茎崎地区1件、桜地区10件となります。

続きまして、議案第6号になります。

提出番号1番、豊里地区で10年間賃借権を設定するものです。

以降、提出番号2番まで、議案書記載のとおりとなり、豊里地区1件、筑波地区1件となります。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に適合していると思われますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第5号及び議案第6号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第5号及び議案第6号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号及び議案第6号について、原案のとおり決定いたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書17ページになります。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年6月17日付で農用地利用配分計画案の意見を求められて

おりますので、内容について御説明いたします。

整理番号1番、豊里地区で8年6か月間賃借権の設定を行うものです。計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降、議案書20ページまで記載のとおりで、2件となります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項各号に適合されているため、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号について、原案のとおり承認いたします。

議案第8号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第8号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について、御説明いたします。

こちらは、国土調査法に基づき、地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関し、現況が非農地となっている土地の取扱いについて照会がありましたので、地目変更について回答するものでございます。

今年度は、小白碓地区において地籍調査を実施し、今回の照会部分は、対象筆数が117筆、合計面積が1万4,974.11㎡となっております。こちらの対象に関しまして、市長部局から地目変更の同意を21ページから32ページのとおり、農業委員会に求められておりますので、お諮りするものでございます。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区で調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

地目変更に係る土地117筆については、現況が雑種地8筆、計2,145㎡、宅地25筆、計1万1,301.11㎡、原野1筆、137㎡、山林4筆、計958㎡、墓地7筆、計433㎡、道路72筆となっております。

現地調査の結果、地目変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第8号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第8号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

農地の所有者欄に、「筑波郡谷田部町」という記載が見受けられますが、それとは別に「つくば市」という所有者名が記載されております。

筑波郡谷田部町は町村合併により閉町されていることから、こちらは、未登記ということでしょうか。

事務局（飯泉課長補佐）

御質問にお答えいたします。

こちらは、法務局で管理している土地登記簿の所有者が、更新されておらず、未登記のままになっているものでございます。

現在の所有者は、「つくば市」となります。

對崎徳男委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）
そのほかに何かありますか。
よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）
質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第 8 号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第 8 号について、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定については、原案のとおり認定することに決定いたします。

議 長（飯野 和男）
次に、日程第 3、報告第 1 号から第 8 号についてですが、内容は議案書 33 ページから 42 ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。
報告第 1 号から報告第 8 号について、質問等はございませんか。
よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）
質問、意見ともにならないようですので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）
以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 4 年第 7 回総会を閉会いたします。

【午後 2 時 30 分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員